

日本応用地質学会からのお知らせ

◆緊急事態宣言拡大を受けた日本応用地質学会の対応

昨日、1月13日に菅内閣総理大臣から今般の新型コロナウイルス感染症に対して緊急事態宣言の範囲が、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に加え、栃木、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、福岡の2府5県に拡大されました。

これを受けまして、日本応用地質学会としては1月8日にお知らせした内容を上述2府5県にも適用することと致しましたので、お知らせ申し上げます。なお、今回の緊急事態措置が実施される期間は2月7日までの1ヶ月間ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法では、1年以内の延長が可能となっています。また、緊急事態措置が実施される区域も変更される可能性があります。期間が延長された場合、区域が変更された場合の対応につきましては、それぞれが決定された時点で改めてお知らせ申し上げます。

1. 2月7日までの緊急事態措置が実施される期間は、学会事務局機能を縮小（※）しております（継続）。

2. 緊急事態宣言の対象地域となる都府県（本部、中部支部、関西支部、九州支部の一部が該当）においては、2月7日までの緊急事態措置が実施される期間は、行事および会合は対面では行わず、WEB会議（メールや電話の併用）にて行うこととします。

3. 緊急事態宣言が発出されていない地域の道県（支部）におかれましては、「日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（暫定版：2020年12月10日）」に準拠し、2月7日までは密閉、密集、密接の条件下となる行事および会合を実施されないようお願い致します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（※）今回の宣言の中に伴う説明において、出勤者数の7割削減が謳われている状況に鑑み、ウィークデーは在宅勤務を基本とし、必要に応じて事務局に出勤することといたします。ただし、事務局の最低限の業務はテレワークにて遂行できるよう実務環境を整えております。

2021年1月14日
一般社団法人日本応用地質学会
会長 長田昌彦